(第27号) 昭和30年2月20日發行 いまかね町政だより (一)

いまかね町政だより

發行所 今金町役場
今金町長 發行人 齋藤房由
今金町臨務編集 編集人 小西恒藏
印刷所 今金印刷

追加更正豫算など原案通り可決

豫算額九二、〇七四、二二六圓に

第36回臨時議會

第三十六回臨時町議會は、二月十五日午前十時今金町公民館に於て開催し、次の議案を可決いたしました。以下その概要をお知らせ致します。

2月27日(日)

衆議院議員總選挙 最高裁判所裁判官國民審査 投票日

昭和二十九年度今金町第五回追加更正豫算

追加更正豫算額 九二、〇七四、二二六円

既定豫算額 九〇、〇六七、二二六円

差引追加額 二、〇〇七、〇〇〇円

◇歳入

國庫支出金 衆議院議員選擧費交付金二十万円追加

道支出金 隔離病舎新築費補助百六十万円 同施設費補助十三万三千円 その他傳染病豫防費補助金等三十三万円 下ハカイマップ林道開さく費補助三十九万五千円増

五月暴風雨被災水稲保護苗代復舊費四十三万円増 計八十九万円追加

雜收入 土地改良區總代選擧費交付金一万七千円増加

町債 下ハカイマップ林道開さく費債二十万円追加 隔離病舎新築費債七十万円追加 計九十万円増

歳入合計 九二、〇七四、二二六円

◇歳出

役場費 職員給その他四千円減

警察消防費 元職員退職手當など二十八万二千円減

消防燃料費等四万二千円増

土木費 下ハカイマップ林道開さく工事費(延長三、五粁)等九十四万円 各種負担金等四万三千円増

社會及び勞働施設費 保育所關係施設費二万九千圓増 失業對策事業費等二十六万九千圓増 ケア！物資等輸送費八万九千圓増

保健衛生費 傳染病豫防費二万六千圓 隔離病舎(診療所附設)新築費、舊病舎解体費等百四十四万四千圓追加 同新築敷地買收及整地費十六万九千圓増 保健衛生費 結核病棟新築費等百八十七万三千圓減

産業經濟費 農業委員會費一万一千圓増 土地改良費一万七千圓増 勸業諸費 水稲保護苗代復舊費補助金四十三万圓増

財産費 職員住宅修繕費等三万三千圓増

統計調査費 多期農業基本調査員手當二万五千圓追加

選擧費 衆議院議員選擧費二十万九千圓増

地方振興費 町税完納報償費三十五万円追加

歳出合計 九二、〇七四、二二六圓

昭和二十九年の台風及冷害による被害農家に對する資金の融通に伴い支拂うべき損失補償金の一部負担に関する豫算外義務負担についての議決中一部變更について

一月七日議決した右の件について、今回融資機関として新たに「北海道開拓農業協同組合連合會」を加えた。

寄附採納について

今金消防後援會長より今金消防團消防施設整備費寄附金として金八十四万圓の寄附申出があつたので採納することに決定

町道美利河線及び金山線道路敷地寄附採納について

町道美利河線及び金山線道路敷地として宗像朝司氏外十六名から土地の寄附願出あつたので、これを採納することに決定

以上簡單に町議會の結果をお知らせいたします。

二月二十七日 衆議院議員選擧 最高裁判所裁判官國民審査

次のように選挙の豫想投票率を懸賞募集していますから多数御應募下さい。

一、應募者 檜山管内住民

二、問 投票日二月二十七日の檜山管内の衆議院議員總選擧の投票率は？

三、賞 正解者 三名

一位 壹千圓 二位 五百圓 三位 三百圓

但し、正解者多數の場合は抽せんにより又正解者のない場合は投票率の一%の範圍内において最も近い者を入賞者とする

四、應募締切 二月二十六日

(但し當日の消印のあるものは有効)

五、應募方法

1. 用紙は必ず官製はがきとし一人一通とする
2. 應募者は必ず住所、氏名、年令、職業を明記のこと
3. 宛先 江差局區内 檜山支廳

六、發表の方法

三月上旬に新聞に發表するとともに本人に直接通知する

參考

昭和二十七年十月一日執行の衆議院議員總選擧投票率 七割八分四厘

昭和二十八年四月十九日衆議院議員總選擧投票率 七割四分八厘

選び方一つで決る暮し方

御承知のように
二月二十七日には
衆議院議員選擧
最高裁判所裁判官國民審査
が行われます。既に新聞やラジオ或は選挙公報等によつて、候補者の選定をされて居ることと思いますが、今「公明選挙」運動が全國的に推進せられて居りますので次の事柄をよく理解されて、明るく正しいよい選挙が行われますよう皆さんの御協力を切にお願い致します。

投票時間は
各投票所共
午前七時から
午後六時まで
となつていますから遅れないように御注意下さい。

◎「公明選挙」運動の趣旨

住みよい國家、楽しい生活を築くためには、よい政治が必要です。よい政治が行われるには政治を行う人に立派なよい人を選ぶことです。それには明るく正しい選擧によつて候補者を選び出すことが根本です。

この運動は選擧が明るく正しく行われるために起されて居るものです。

◎選挙の公正と選挙人の心構え

選擧は公正に行われなければなりません。候補者や運動員が投票を買收したり投票に干渉したり、或は暴行や脅迫をした場合等色々罰則が定められて居りますが、選擧人は他人から買收されたり、他人を勧誘したりせず正しい自分の判斷によつて、自分の信ずる人を選擧すれば何も恐れることはないのです。信念と公正の態度で選擧することが、國民の義務であることを忘れてはなりませんし、理由なく棄權することは民主政治の敵でさえあると云われて居ることも忘れてはなりません。

◎どういう候補者に投票すればよいか

では澤山の候補者の中からどうして投票しようとする人を決めたらよいでしようか。

議會制度の下では實際に政治を動かすものは政黨ですから、どの政黨がどういう政策をもち、國情に最も適して居るのはどの政黨であるか、現在日本で一番必要であり困難な問題、たとえば再軍備の問題、經濟自立の問題や民生安定等の問題等をうまく解決して行けそうなのはどの政黨であるか、色々の点を調べて見て自分の信じ得る政黨をまず選ばなければなりません。

政黨がきまつたら、次はどの候補者を選ぶべきかを決めます。その候補者の政黨内又は議院内で占めるであろう地位、その政治的能力、特に政治的節操なども考慮に入れて、ほんとうに人格識見のある人を選ばなければなりません。この決定に當つては新聞やラジオ等で政治の動きや、政黨の主義主張や、黨員の活動などをよく注意したり、又職場なり家庭で相互の意見を述べ合うことも大切です。

然し最後にきめるのはあく迄自分です。自分の意志であり良心です。人情にからんだり、縁故を考えて自分の考えを曲げてはなりません。

◎選挙には必ず投票すること

自分の選擧區によい候補者がいなければ、よい人を選べと云つても出來ない相談だと云う人もありますがよい人を選べと云うことは現に候補者になつて居る人達の中で一番よいと思う人を選ぶことです。

どの候補者も氣に入るものがないと云つて棄權してはいけません自分の共鳴する政黨があればその政黨に屬する候補者に投票すべきです。

どの政黨の政策も氣に入らない場合でも、その中で一番自分の考へ方と同じ方向に進んでいる政黨の候補者に投票すべきです。

棄權することは自分の無意志、無定見、無自覺をあらわすものであつて、たとえばどつちの方角へ走つて居るのか分からない自動車に身をまかせる樣なもので、どこえ連れて行かれるか分りません。誠に危險なことです。選擧には必ず投票をして、是非棄權を無くしましよう。

選擧の當日旅行や病氣等のため投票所に來られない人は不在者投票が出來ますから、なるべく早目に役場内の選擧管理委員會に來て手續の上、棄權しないようにして下さい。

よく聞き
よく見て
よく選べ

ラジオや演説をよく聞き新聞や選擧公報をよく見て充分調べた上で、よい人を選びましよう。

公明選擧運動とは

政治は、私たちをより一層幸福にするために行われるのですが、何が私たちの幸福になるかは私たち自身が最もよく知つているはずです。

政治が私たちの幸福をほんとうに考えているかどうかをたえず注意していなければなりません。

公明選挙とは、私たちの國民のみんながこのような氣持になり選挙の時は立派な人に投票して國の政治が正しい方向に向うことを期待するものです。


一人の自覚から
よい選挙一人一

入學前の子供のしつけ

今春小学一年生になる子供をもつ兩親にとつて、その準備とよろこびに落着かない時期がやつてきました。

家庭生活だけですごしてきた子供が、急に社會生活に入るのだから、兩親の子供のみかた、しつけなどの心がまえも變つてこなければなりません。まず子供を学校にあずけ先生を信頼してまかせる態度が必要です。先生は恐ろしいとか、学校はいやだというような感じを子供にもたせないことです。

学校では、初めて入つた子供には最初は目だつた学習をおしつけずに、先生と子供たちが遊んで新しい世界になじむようにしむけます。

だから家庭では、学校に入つたからといつて、学習などをいそがず明るくのびのびさせてやる氣持が大切です。

また親は、子供をあまやかすだけでなく、子供をよく觀察して、先生とともに子供の欠点をおぎなつていく、という正しい愛情をもつことが必要であります。

つまり親も子供とともに学ぶという心構えをもつことが大切であります。

入學前にさせたいこと

1 自分の名前は書けるようにしておきたい。

2 兩親の名、自分の名、住所ぐらいは、はつきりいえるようにしたい。

3 先生の質問には、はつきり答えられるようにしつけておきたい。

4 自分のことは自分でするという習慣をつけておきたい。

5 新しい生活にたえることができるかどうか健康診断をうけておくようにしたい。

6 つぎの豫防注射は、必ずしておきたい。

（イ）はしか

あまり早くうけさせると、ききめがなくなるので、はやり始めたら注射させる。

（ロ）百日咳

たいてい定められた時期に注射をうけていると思うが、一月から四月頃まで流行しやすいから早目に注射をうけさせる。

（ハ）ジフテリヤ

小学校に入学前六ケ月以内に行うことになつている。

（ニ）種痘

入学前六ケ月以内に行うこと。



國民審査とは？

私たちが毎日を安心して幸福にくらすためには、私たちの体や財産に害を加えたり、社會のきまりにそむいた人があつた場合には、これを制さいすることが必要です。この力をもつているところが裁判所ですが、最高裁判所の裁判官は内閣によつて任命されることになつています。しかし、こうして任命された裁判官が、國民の總意に適しているかどうかをたしかめることが必要ですが、これをみんなの投票によつてきめるのが、最高裁判所裁判官の國民審査です。これは、任命後最初の總選擧のときに同時に行われこれによつて不適格という投票が半分以上あつた場合には、その裁判官は當然やめさせられるわけです。ですから、じつさいには國民の意志によつて裁判官が任命されると同じことになるわけです。

今回の審査投票は一名の裁判官についれて行わまれす。既にみなさんのお宅へ審査公報が配布されてるのでこれをよく讀んで、これらの人々の經歴などを十分檢討し、まちがいのない審査をいたしましよう。

改正選擧法のあらまし

連呼行爲の禁止・連座制の強化など

このたびの公職選擧法の改正は選擧の自肅を目的とするもので、選擧運動についての制限を強化し、連呼行爲の禁止などにより金のかからない、しずかな選擧とすること、連座制を強化した点に特色があります。つぎに、改正の主な点について述べてみましよう。

（選擧運動の適正化）

1. 立會演説會は事情の許すかぎりその回數をできるだけ多くするものとし、班別編成の方法をとることができることになつたが、反面私設の立會演説會は原則として禁止される建前となつた。

2. 個人演説會告知用ポスターは改正前より所定枚數を大幅に増加したがそのかわり掲示場所の移動、他の演説會での再使用その他一般の選擧運動に轉用できないものとされた。

3. 新聞廣告の日數及びスペースをそれぞれ從來の二倍にして、特定の場所には掲示できることになつた。

（一般の選擧運動）

1. 選擧運動員に對する飲物食提供について一日三食分の支給が認められるほか湯茶以外に茶菓の提供が認められた。

2. 選擧運動用自動車は宣傳用自動車の使用を禁止し、原則として乘用車または小型貨物車を使用すべきものとし、天候などの事情によつて運行不可能な場合以外、普通のトラックの使用を禁止した。

3. 選擧運動用自動車に乘れるのは運轉手を除いて、四人以内とし、停止した車上での選擧運動が認められた。なお擴聲機は一揺（現行二揺）とされた。

4. 自動車、擴聲機および船舶にはポスター、立札、看板などを自由に掲げることができたが今回これはいつさい禁止された。

5. 連呼行爲は、演説會場および街頭演説の場所でする場合はよいがそのほかいつさい禁止された。

（公務員の地位利用による事前運動）

公務員などがその地位を利用して事前運動したときは二年以下の禁こまたは三万円以下の罰金に処することゝし、厳罰がくわえられることになつた。

選擧法はどう變つたか

（選擧の公正確保）

1. 法定運動費用超過により出納責任者が、刑に処せられたとき、または選擧運動の總括主宰者の買收及び出納責任者の買收犯の場合においては、免責規定をおかないこもととした。

2. 候補者または候補者になろうとするものは、その選擧區間の者に對して一般の社交程度をこえる寄附はできない。

3. 候補者が役職員である會社その他の團体が、選擧に関して行う寄附で候補者の氏名の表示されていたり、またはこれに類推されるものは禁止された。

配給の窓

▲轉入出證明について

轉入出證明の取扱いについては手續上住民登録は（戸籍係）に於て行い證明書は（商工係）に於て取扱いしますが左の点について據め注意して下さい。

記

一　役場の窓口で手續きする前に必ず駐在補助員から轉入出（町内の異動も含む）する旨申出で證明書をもらつて來て之を窓口に提出して下さい。

二　出産や病院（入院する等の一時的轉入出は住民登録は手續上住民登録は（戸籍係）に於て行い證明書は（商工係）に於て取扱いしますが左の点について據め注意して下さい。

記

一　役場の窓口で手續きする前に必ず駐在補助員から轉入出（町内の異動も含む）する旨申出で證明書をもらつて來て之を窓口に提出して下さい。

二　出産や病院（入院する等の一時的轉入出は